一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市木屋平字市初一六三の二、一六七の三、字下名四二一、四二一の二、四二二から四三二まで、四七〇の一、四七〇の二、四七一、四七二、四七四、五二四の一、五二四の二、五三六、五三七、五五三、五五四、五五九、五六〇、五六五、五六六、五八四、字谷口二二二の一、二二二の三、二二三の四、二二四の一、二二四の二、二二七から二二九まで、字谷口カケ一四三の一、一四六の二、一三一三、一三一九、三二二、三二三の二、三二五、四九四の一、四九四の二、四九五の一、四九五の二、五〇二の一、五〇二の二、五〇三の一、五〇三の二、字三ツ木三三七の一、三三七の二、三三八の一、三三八の三、三三八の六、三三八の七、字南張四八〇、四八四から四八七まで、五〇三、五〇四、五〇五の二、五〇七、五〇八の三、字向樫原四の一、六五、六〇、五六五、五六六、五八四、字谷口二二二の一、二二二の三、二二三の四、二二四の一、二二四の二、二二七から二二九まで、字谷口カケ一四三の一、一四六の二、一四六の一、一四六の二、三一三、